



△二瓶村長から委嘱状を受ける高橋三雄さん（よもぎ荘施設長）

12月5日、平田村地域包括支援センター運営協議会委員の委嘱状交付式が保健センターで行われました。交付式には、委員に選任された高橋三雄さんから14名が出席し、委員一人ひとりに二瓶村長から委嘱状が手渡されました。引き続き、第1回運営協議会が開かれました。会長、副会長の選任が行われ、会長に佐川光雄さん（上北方）、副会長に三本松トキヨさん（下蓬田）をそれぞれ選任しました。

その他、「支援センターの役割」「運営協議会の役割」などについて確認しました。

適正な介護保険制度執行のために 地域包括支援センター運営協議会委員委嘱

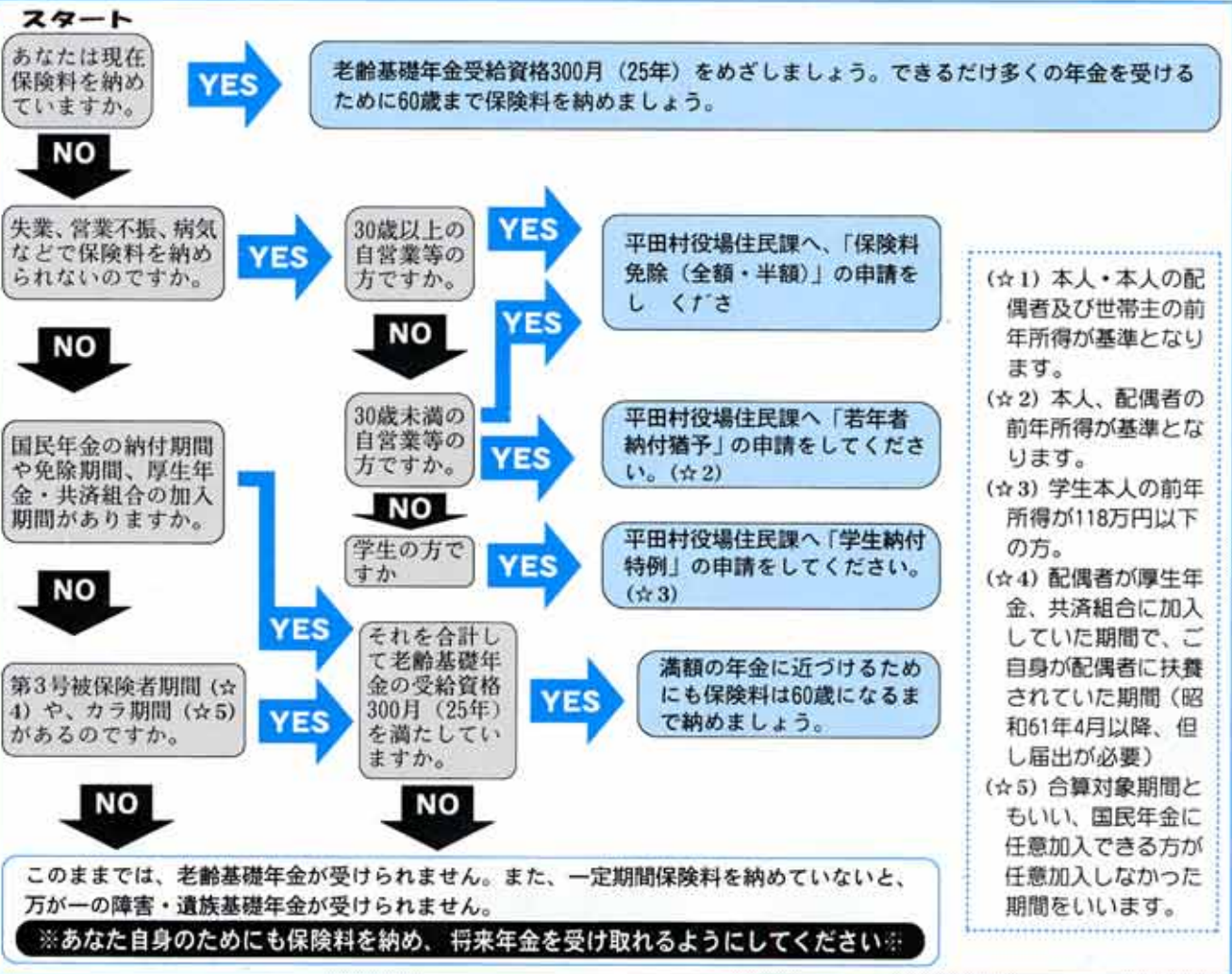
同運営協議会は、介護保険制度の改正により、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな相談の窓口、地域での介護予防を推進する機関として、平成18年4月に設置される「地域包括支援センター」の適切な運営や公正・中立性の確保を図るために利用者、被保険者、医師、介護保険事業者などが地域の支援のあり方など必要な事項を調査・審議し必要に応じて是正・改善を求めるとの役割です。

委員は次のとおりです。（敬称略）

- 高橋 三雄（サービス事業者 特別養護老人ホームよもぎ荘施設長）
- 吉田 運吉（サービス事業者 平田村デイサービスセンター）
- 蓮池 美樹（医師 ひらた中央病院副院長）
- 澤村 秋彦（歯科医師 東北平田歯科医院院長）
- 田子 京子（介護支援専門員 居宅介護支援事業所よつば・ひらた）
- 小平 浩子（介護支援専門員 平田村在宅介護支援センター）
- 阿部 利作（サービス利用者）
- 三本松トキヨ（1号被保険者）
- 佐川 光雄（2号被保険者）
- 澤村 和明（学識経験者 平田村高齢保健福祉計画等進行管理協議会長）

老後を支える大きな柱「国民年金」

国民年金は、全ての人の老後に基礎年金を支給する制度です。加入しなければならない人は、20歳以上60歳未満の人です。結婚したり、退職したりすると被保険者の種類が変わるので届け出が必要です。また、20歳になった人も届け出が必要です。該当する人は忘れずに届け出をしましょう。次のフローチャートであなたの年金をチェックしてみてください。



- (☆1) 本人・本人の配偶者及び世帯主の前年所得が基準となります。
- (☆2) 本人、配偶者の前年所得が基準となります。
- (☆3) 学生本人の前年所得が118万円以下の方。
- (☆4) 配偶者が厚生年金、共済組合に加入していた期間で、ご自身が配偶者に扶養されていた期間（昭和61年4月以降、但し届出が必要）
- (☆5) 合算対象期間ともいい、国民年金に任意加入できなかった期間をいいます。

◆国民年金保険料の納め忘れがあると、受け取る年金がどれだけ減額されるか知っていますか？

- ・6か月保険料の納め忘れがあると…年額約1万円 生涯、年金が減額されます。
 - ・1年間保険料の納め忘れがあると…年額約2万円 生涯、年金が減額されます。
 - ・2年間保険料の納め忘れがあると…年額約4万円 生涯、年金が減額されます。
- しまったと思われる方は納付書をご覧ください。国民年金保険料は、納付期限が過ぎても2年間はそのほって納付することができます。ただし、2年を1日でも過ぎると時効により納付することはできなくなります。納付書を紛失された方は社会保険事務所にお問い合わせください。

◆保険料を納めた期間によって、受け取る年金額がどれだけ違うか知っていますか？

保険料を20歳から60歳まで納めることにより、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

40年納付	794,500円 <small>(平成17年度・満額)</small>
15年未納	25年納付 496,600円

→ 差額は年額約30万円! →

これを、65歳からの平均余命で換算すると約30万円×約20年→約600万円の差が生じてしまいます。（平成17年度の年金額で計算したもの）。平均寿命がのびた今、老後の長さを考えて、できるだけ多くの年金を受け取るためにも保険料は60歳になるまで納めましょう。

◆こんなときは 学生で、収入がなく保険料が納められない……

「学生納付特例」をご利用ください。学生本人の前年所得が118万円以下で、市町村の国民年金窓口で申請し、社会保険事務所承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予され、10年以内なら社会人になってからも納められます（追納）。ただし、3年を過ぎると当時の保険料に加算額がつかますので追納はお早めに。申請手続きが遅れると「障害基礎年金」等が受けられない場合があります。お早めに手続きをしましょう。なお、申請手続きは毎年必要です。

- ◎手続きに必要なもの
- ①年金手帳
 - ②学生証（コピー可）または在学証明証
 - ③認印（本人が署名する場合は不要）
- ※会社などを退職された方は、雇用保険受給資格者証（コピー可）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）なども必要となります。

東京ひらた会通信 104



先崎 豊
(郡山市・永田出身)

「私の生き方」

私の生まれた所は平田村永田です。昭和30年、20歳の時自衛隊に入隊し郡山で4年間勤務した後、北海道に転勤になりました。元も北海道行きは憧れており、希望していたので鼻歌まじりで、喜んで転勤して行きました。ところが北海道は見るのと住むのは大違い、冬場は氷点下30度ぐらいになるのはざらでした。千歳の第7師団に属し測量班長として地獄のような訓練に励み全国の測量競

技会で私の班が優勝したこともあり、それを境に15年間勤めた自衛隊を退職し民間の会社に就職しました。

千葉（住友化学）から川崎（東燃石油）と転々してもやっぱり思い出すのは、故郷、平田村です。帰省する度に山や田んぼを見る度に胸にこみあげてくるものがあります。両親はすでに在りませんが、山や川そして地域の皆さんが優しく迎えてくれます。

60歳、会社定年を機に故郷の近くの郡山市に引き揚げてきました。ここならいつでも平田村に車で30分で行く事が出来ます。毎日が日曜日ですが、暇を持て余し、これではいかんと思ひ、郡山駅前高層ビル、ビックアイ22階で、観光案内ボランティアと紙芝居を実施し又、私のオリジナル「野口英世物語」「うねめ物語」を作成して、子供たちに演じております。

東京ひらた会には当初から入会して、今もはるばる参加して温かい故郷の皆さんと、楽しい一時を過ごさせて戴いております。特に二瓶村長さんから分け隔てなくいつも握手して戴いて、そのお優しさに感激しております。高速道路も開通し益々の平田村のご発展を祈念して終わりたいと思います。

